

【事務局】 福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を開催いたします。私は福岡市保健福祉局障がい者部長の古賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は委員総数 21 名のところ 16 名の委員の皆さま方にご出席をいただいております。過半数を満たしておりますので、福岡市保健福祉審議会条例第 7 条第 9 号の規定によりまして、本専門分科会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は専門分科会の会長が急用のためにご欠席でございますので、条例の規定に基づきまして副会長に会長の任務を代理していただきます。また福岡市情報公開条例に基づきまして本専門分科会は原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆さまに事前に送付いたしました会議資料の確認をさせていただきます。お送りいたしましたのは、委員名簿、座席表、資料 1「第 4 期障がい福祉計画（素案）」、それと参考資料 1「第 3 回障がい保健福祉専門分科会での意見」、参考資料 2「第 3 回障がい保健福祉専門分科会からの変更点」、参考資料 3「こども・子育て審議会からの意見」、参考資料 4「第 4 次福岡市子ども総合計画（素案）」、参考資料 5「福岡市における社会的養護のあり方について」、参考資料 6「福岡市こども・子育て審議会委員名簿」でございます。

また、資料を送付いたしましたあとに障がい児関係のサービスの見込量の数字が確定いたしましたことや、グラフを見やすく生かすということで、3 枚ほど差し替えの資料がございます。7 ページと 19 ページと 27 ページでございます。該当部分はこちらをご参照ください。この追加修正がありましたので、参考資料 2 につきましても記述を追加しましたので、福岡市障がい保健福祉計画とともに机の上に置かせていただいております。

それでは議事に進みたいと思いますが、これから先の会議進行につきましては副会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【副会長】 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。先ほど説明がございましたように会長が急用で上京されましたので、急遽私が進行役をすることになりました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。私は今、気管のところちょっと穴を開けておまして聞きづらい点があるかと思っておりますけど、もしそういう時は遠慮なくご質問いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。こうして手で気管を押さえると、それなりに音が出ますので、これで進行させていただきたいと思っております。

それではただ今から審議に入ります前に、新しい資料や計画の変更点について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】 おはようございます。障がい者在宅支援課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず参考資料 1「第 3 回障がい者保健福祉専門分科会での意見」とする資料をご覧ください。前回の 7 月 22 日のご意見の中から、今後の対応について整理しておくべきもの、それから素案の修正等が必要なものについて確認のためにまとめたものでございます。順を追ってご説明いたします。

1 つ目の「障がい者の高齢化への対応について」でございますが、これにつきましては、今年度秋から来年にかけてご議論をお願いいたします保健福祉総合計画策定の中で検討してま

いりたいと考えております。それから2つ目の「精神障がい者の年齢構成が資料に出されていない」ということにつきましては、グラフを追加しておりますので後ほどご説明をいたします。3つ目の「生活困窮者への対策」につきましては、これも保健福祉総合計画の策定の中で検討してまいりたいと考えております。

4つ目ですが、「障がい福祉費の推移のグラフがわかりにくいところがある」ということですけれども、グラフを表に修正いたしております。これも後ほど説明いたします。5つ目の「地域生活支援拠点の整備目標が1ヵ所では少ないのでは」という件につきましては、これも保健福祉総合計画策定の中、次期障がい者計画のご議論の中で検討していただきたいと考えております。それから6つ目の「入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関して福岡市の数値等が入っていない」ということ等の件でございますけれども、新たに数値を記載しておりますので、これも後ほど説明をいたします。

7つ目に「地域生活支援協議会からの意見書」の取り扱いに関しましてですが、これも保健福祉総合計画策定の中で意見書の内容について、次期障がい者計画の策定の中でご議論いただき検討してもらいたいと考えております。8つ目の「児童関係機関との連携」の部分ですけれども、これにつきまして後ほどこども未来局のほうからご説明をいたします。右の欄の「資料1~4」というのは「3~6」の間違いでございます。

9つ目、「地域生活支援協議会のこども部会の設置」につきましてですが、この度の専門分科会の意見を踏まえまして、地域生活支援協議会のほうで検討してまいりたいと考えております。最後に「人材育成の対策」に関する件につきましては、これも保健福祉総合計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

それでは次に福岡市障がい福祉計画（素案）の具体的な修正追加等についてでございます。参考資料2「第3回障がい保健福祉専門分科会からの変更点」というA4サイズ1枚の資料、これにつきましては修正がございますので、本日お配りした資料をご覧ください。この資料と「第4期福岡市障がい福祉計画（素案）」という冊子の資料、これにつきましても先ほど部長から説明がございました7ページ、19ページ、27ページに修正がございますので、その部分については本日の修正追加の資料をご準備ください。

それではまず参考資料2「前回からの変更点」をご覧くださいまして、併せて「第4期福岡市障がい福祉計画（素案）」の1ページをお開きください。

まず1ページの「計画策定の趣旨」の8行目でございます。この文章では障がい福祉サービスだけでなく地域生活支援事業も含める必要があることから、「等」の字が抜けていたということで追加修正するものでございます。

次に「2 計画の位置づけ」の「(2)他の計画との関係」の部分ですが、前回ご意見をいただきましたことと関連いたしまして、福岡市子ども総合計画との関係の記述が抜けておりましたので、追加し修正しております。

次に5ページでございます。各手帳所持者の年齢構成別の推移につきまして、精神障がい者の記載がないというご指摘がございました件でございます。身体障がい者、知的障がい者の年度の取り方とは一致しないのですが、同様の趣旨の数値がございましたので、5ページの上の部分にグラフを追加しているところです。これを見ますと、精神障がい者は20歳代以下の手帳所持の状況が他の年代の半分程度になっているというところに特徴があるかなと思います。

次は 8 ページでございます。ここの部分は追加の資料のほうをご覧ください。「2 障がい保健福祉施策関連事業の現状について」で事業費の伸びの内訳の棒グラフがすごく分かりにくいということだったのですが、今回平成 21 年度をベースに数値を入れまして、その推移を項目別に表す表に変更させていただいておりますので、ご検証いただければと思います。

それから次は 11 ページになります。「(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行」についてですが、前回第 2 期、第 3 期の実績数値が調整中でしたが、今回数字が出ましたので記載をいたしております。なお第 3 期につきましては、第 1 期、第 2 期とは目標設定の考え方が変わっております。四角囲みで説明しているところがございますけれども、別表のほうで整理をさせていただいております。ただ、数値自体は第 3 期の部分は暫定値となっております。

次は 19 ページから 20 ページになります。こちら本日の追加資料のほうですが、「障がい児通所支援」、それから次のページの「障がい児入所支援」「障がい児相談支援」について、こちら調整中であった部分に数値が出ましたのでそれを追加しております。また、19 ページの (5) につきまして、第 1 期から第 3 期計画の実績につきましては国への報告様式に合わせて、単位を「人」のデータだけではなく「人日」のデータを加えております。また第 4 期計画の見込量につきましても、「人日」のデータを加えております。

なお、単位の「人」の部分ですが、これについては前は「人/月」と表記しておりましたが、表記を改めたものでございます。(6) につきましても、単位を「人/月」から「人」という表記に改めております。

(7) につきましては、項目名が前回まで「相談支援」としておりましたが、(4) に「相談支援」がございまして紛らわしいということで、「障がい児相談支援」と改めております。また、こちら単位の表記を改めております。

それから次は 27 ページになります。こちら本日お配りした資料のほうをご覧ください。「⑥発達障がい児支援センター運営事業」の第 4 期見込量につきまして、前回までは平成 27 年度から平成 29 年度までを通して 1549 人としておりましたが、今回見直しをいたしまして平成 27 年度が 1571 人、28 年度が 1656 人、29 年度が 1741 人といたしております。

次に 28 ページになります。前は「②訪問入浴事業」のあとに「施設入所者就職支度金給付事業」の項目を載せておりましたけれども、前回は説明をいたしました通り、この事業は平成 26 年度から地域生活支援事業の対象外となりましたので、今回から項目自体を削除いたしております。従いまして、その次から番号が繰り上がっております。

29 ページです。「④社会参加促進事業」の第 4 期計画の見込量の「実施に関する考え方」の欄の表記につきまして、文章の意味を明確にしたいと思ひまして文言を加えております。

次に 30 ページです。「⑤日中一時支援事業」のあとに、前は「生活サポート事業」の項目がありましたが、これも前回は説明いたしました通り、平成 26 年度から地域生活支援事業の対象外となりましたので、今回から項目自体を削除しております。

最後になります。34 ページでございます。前回は指摘をいただきましたところですが、前は平成 26 年度 4 月時点の委員名簿を載せておりましたが、今回は現在の委員名簿に 4 月時点の全委員を下の表に加えた形の名簿に改めております。前回失礼がございましたこ

とをお詫び申し上げます。

私からの説明は以上でございます。参考資料 3 からはこども発達支援課長のほうでご説明いたします。

【事務局】 おはようございます。こども未来局こども発達支援課長でございます。よろしく申し上げます。参考資料 3 から参考資料 6 までにつきまして私のほうでご説明をいたします。なお、こども・子育て審議会はこども未来局の総務企画課のほうで所管しており、本来、総務企画課長のほうでご説明すべきところですが、所用のため私のほうで説明させていただきますと思います。

まず参考資料の 4「第 4 次福岡市子ども総合計画（素案）」のほうをお願いします。こちらの 2 ページをお願いいたします。中ほどに「(2)計画の位置づけ」とございますが、子ども総合計画は子ども・子育て支援法に基づく計画です。2 つ目の丸でございますが、福岡市保健福祉総合計画等との連携と整合を図るということとしております。

3 ページをお願いいたします。計画期間ですけれども、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までとなっております。

次に障がい児関係の該当箇所についてご説明いたします。5 ページをお願いいたします。こちらは平成 22 年度から 24 年度まで、今の計画の取り組み状況等を記載しているものがございます。障がい児施策の充実といたしまして 8 項目を掲げております。なお、項目の左側の二重丸は新規項目、一重丸は拡充等を表しております。

7 ページをお願いいたします。こちらは平成 24 年度末時点における目標事業量の進捗状況を示しております。目標 1 の 5 番目に「療育センター整備」という項目を掲げております。平成 23 年度に東部療育センターを整備いたしましたので、2 ヶ所目を整備したということに記載しております。

次に新計画の関係になりますが、飛びまして 28 ページをお願いいたします。「目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり」につきまして、上段の「前計画での取組と成果」の 4 つ目に、東部療育センターの開所について記載しております。

次に下段の「現状と課題」の 2 つ目の四角に、子どもの発達についての相談の増加等について記載しております。また 4 つ目に、前回ご質問がございました情緒障害児短期治療施設に関する記載をしております。

29 ページをお願いいたします。関連データといたしまして下段に「福岡市心身障がい福祉センター等における新規受診児数の推移」のグラフを掲載しております。

32 ページからは施策の方向性について記載しております。障がい児関係につきまして、37 ページをお願いいたします。障がい児支援として (1) 早期発見・早期支援、(2) 療育体制の充実強化、(3) 発達障がい児とその家族の支援と、3 項目に分けて今後の施策の方向性を記載しております。また、38 ページに主な事業を掲載しております。

次に 44 ページをお願いいたします。「目標 2 安心して生み育てられる環境づくり」についてですが、50 ページをお願いいたします。「1 幼児教育・保育の充実」の主な事業として、上から 5 番目になりますが「障がい児保育」を記載しております。

それから次に 60 ページをお願いいたします。「目標 3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」についてですが、下段の「現状と課題」の 3 つ目の四角に、障がいのある子どもとその家族をはじめ、すべての家族が地域社会で生活していくた

めの環境づくりについて記載しております。

65 ページをお願いします。施策の方向といたしまして「1 子育て支援ネットワークの充実」の「(1)子育て支援ネットワークづくり」の3つ目の項目に、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校の児童生徒との交流活動の推進等について記載しております。そして主な事業として、66 ページになりますが1番上の「特別支援学校児童生徒地域交流事業」と「ふくせき制度」について記載しております。

また同じく66 ページになりますが、「2 健やかな成長を支える取組」の「(2)健やかな成長の支援」の2つ目の項目に、特別支援学校の放課後等支援事業等について記載をしております。そして67 ページになりますが、主な事業を掲載してありまして、上から5番目から7番目の「特別支援学校放課後等支援事業」「放課後等デイサービス」「発達障がい児放課後等支援事業」について記載しております。

それから次に参考資料5「福岡市における社会的養護のあり方について」をご説明いたします。本提言を行いました「福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会」と言いますのは、お手元に配布しております参考資料6をご覧くださいなのですが、こちらに専門部会が2つございまして、その2つ目の権利擁護等専門部会のほうに、この中に国から、児童養護施設および乳児院を小規模化し、家庭的養護の推進を実現するための計画を策定するよう技術的助言がなされたことを受けまして、この検討会を設置したものでございます。

先ほどの資料5の2ページをお願いいたします。こちらに「社会的養護の体系と福岡市の施設の現状」という表がありますが、この中ほどの乳児院の下のところに情緒障害児短期治療施設というのがございまして、これは今のところ市内には設置がないという状況でございます。

14 ページをお願いします。この検討会からの提言ですが、「2 施設機能の強化」といたしまして、提言の1つ目ですが「情緒障害児短期治療施設を設置すること」という提言をいただいております。この詳しい中味はその下の「情緒障害児短期治療施設を設置すること」の14ページから15ページにかけて説明がございまして。

次に参考資料3に戻っていただきたいのですが、こちらのほうをお願いいたします。これまでの審議会でのご意見の障がい児関係をまとめたものでございます。計画全般、それから目標1が表面です。裏面に目標2と目標3についてのそれぞれのご意見を掲載しております。表面のほうですが、目標1の「4 障がい児支援」の「(3)発達障がい児とその家族の支援」に関して、特に多くのご意見をいただいたところでございます。

最後になりますが、子ども総合計画はこども・子育て審議会のご意見や先ほどの検討会の提言、それから今後行いますパブリックコメントでのご意見、そしてこの本審議会、障がい者福祉保健福祉専門分科会にいただきましたご意見を踏まえまして、子ども総合計画の計画案の修正を行い、本年12月に公布いただき計画を策定する予定といたしております。私からの説明は以上でございます。

【副会長】 ありがとうございます。それでは前回に引き続きまして、第4期の福岡市障がい福祉計画を議題として審議を始めたいと思います。委員の皆さま、ご意見や質問がございましたらどうぞよろしくをお願いいたします。

【委員】 質問ではなくて教えていただきたいのですが、第4期計画の見込量の「人日」

という単位の意味がちょっと分からないのですが、どういうことでしょうか。1日に対しての人数ということですか。

【副会長】 今のご質問についてよろしく申し上げます。

【事務局】 19ページの(5)、上の表の下のところに記述があるのですが、「人日」については月間の利用人数、これは実人数ですが、それ掛ける1人1月当たりの平均利用日数ということを出すということになります。

【委員】 もう少し分かりやすくお願いします。

【事務局】 こども発達支援課長です。「人」のほうがまず実人数になっております。これは月当たりの実人数になりまして、その方の月当たり支給量がどれぐらいになるかということで、1人当たり平均、この場合ですと10日ぐらいが現在の利用日数になりますので、それを掛け合わせまして上の「人日」という、実際の給付量がこれぐらいになりますよというトータルの延べの給付量です。1人じゃなくて、市全体として1月当たりこれぐらいになるというものになります。

【委員】 ということは、19ページの下の方の一番上の508人というのは、1月当たり508人に対して、それに対するサービスの量が5487ということ？

【事務局】 1人じゃなくて、市全体として。だいたい10日ぐらい、この場合でしますと児童発達支援は平均10日ぐらいが現状ですので、それと掛け合わせますと市全体で月当たり5487人という計算になりますという資料になります。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【副会長】 よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

差し替えの資料が多うございますので、結構交錯していると思いますが、もし質問がございましたらこの部分ということをおっしゃっていただければ。

【委員】 素案の2ページですけど、5の「計画期間中の見直しについて」と書いてあります。これは表記上の技術的なものかも知れませんが、2行目に「障害者基本法や障害者総合支援法の改正」と書いてありますが、この「障害者総合支援法」というのは「障害者自立支援法」と書くべきではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 そうですね。ご指摘の通りだと思います。修正いたします。

【副会長】 今のところはもっと分かりやすくご説明いただきたいと思いますが、今のところ、今のご質問のところを。

【事務局】 ここは今までの経緯を記しているところでございますので、条約の批准の間にいろいろ改正が行われてきたというところを書いているところでございます。障害者総合支援法は、改正じゃなくて自立支援法からこの期間中に法律ができたということでございますので、自立支援法を改正して総合支援法になっていますので、そこら辺の表記を変えたいと思っております。ありがとうございました。

【副会長】 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

【委員】 どこに書いてあるかよく分からないのですが、施設の方から相談を受けた内容で、今まで施設に通っていく中で、福祉サービスを受けて65歳を境に介護保険に替わると。ご本人の年齢が65歳になって、今までご本人が希望される中で、その方のニーズに障がい福祉サービスが相応しいとか環境の変化とか、健康面、経済的な環境等を損なう恐れがある場合は、これを一律に介護保険に適用するのではなくて、障がい福祉サービスの

継続の利用ということにしてほしいというご相談や意見があったのですが、この辺は現状を含めて、そういう方は実際に多いのか少ないのか。その辺の状況を含めて現状を教えてくださいませんか。

【副会長】 よろしゅうございますか。

【事務局】 障がい者施設支援課長です。この前もちょっとご質問いただいたような気がします、いわゆる 65 歳問題ということですが、原則は総合支援法の中で、他の社会保障制度でサービスがあればそちらの方のサービスを受けていただくというのが原則となっております。ただし、介護保険にサービスがないような障がい福祉サービスに関しては、当然障がい福祉サービスを受けていただけます。ただ、同種のサービスがあったとしても、ご本人の状態がどうしても介護保険のサービスに馴染まないような方に関しましては、ドクターの意見書あたりをいただいた上で個別に判断させていただくという状況です。

【事務局】 状況としてはそんなにたくさんあるというわけではないのですが、これから特に増えてくる問題だろうと思っております。今、運用の中で国の考え方も示されていますし、福岡市としても上乘せとか、この場合どういうものであるかという基準を定めまして、実際に状況をよく把握した上で運用していくということで、障がいの状況によってはサービスが介護保険にあっても馴染まないというのが結構ある問題でございますので、丁寧に見ていきたいと思っております。

【委員】 それとまた全然違うのですが、特に身体障がい者の方々、ほかの障がいも含めて、ご家族の方もそうですが、例えばいろんな行政のほうからご家族のところに書類が届く。それでご家族がその書類を読んでもなかなか意味が分からない。そういう状況の中で、その書類の中身をご家族に、あと障がい者の方に分かるように説明をする代読支援とか代筆の支援、そういうものはこの中にはどこにも触れられていないと思うのですが、この制度を、今後また新しく変わっていく中で制度の説明とかその辺の対応というのはどのようにお考えですか。

【事務局】 例えば視覚障がい者の方の代読とかいうサービスといったものを含めて、あと知的障がい者の方へのご説明とか、そういったことについてということですかね？

今回の障がい福祉計画の中には、その辺の細かいところまではなかなか記述ができないというところがございます。ここでは障がい福祉サービス、地域生活支援事業のサービスの見込量等を出しているところがございますので、そのことについてはコミュニケーションの支援とかいうところでいくつか課題はあると認識しております。この計画ではその辺については触れにくいので、それをご意見をいただきまして、障がい者計画のほうで新たな、こういったことについて注意しないとイケないとか、こういうところの施策が必要であるということについては、ご議論いただいて、必要なことを書き込んでいけたらと思います。

【副会長】 よろしゅうございますか。支援というのを、施設関係の利用をしてある方には意外とそういうのが行き届くのですが、在宅の方には行き届きにくいのです。そこのところをもっと障がい者計画の中に分かりやすく明記できたらなと、私もそう思っているところでは。

先ほど、65 歳の介護保険の問題、よくこれは障がい福祉サービスから介護保険へ変わるときに、いろんな問題点をいろんな障がいの方からお尋ねになることが多いです。やっぱ

りサービスの内容が変わってくると、いろんな面で戸惑い、それから今までのサービスのあり方と違うことが起こってきますと、実生活の中で困られたりすることもありますので、そのこのところも計画の中に盛り込んでいただければなと思っております。素案のときにです。よろしくお願いします。

他にございますか。

【委員】 今のご意見に保護者の立場から。いろんな情報がみんなと均等に入ってくるわけではなくて、特に学齢期でいうと通常級にいらっしゃるような発達障がいの方とか、特学に在籍しているお母さんたちの情報がない、仕組みが分からないというのは常に言われていることです。取りにいくという手段すら分からないとおっしゃいます。療育手帳Bとかだと使えるサービスも限られていますので、実際にサービスを使われていないと支援者の方と繋がっていないので、そういう情報も入ってこないですし、仕組み自体がもともと分からない、言葉の意味が分からないという状況で、どこが分からないのか分からないとおっしゃいます。

ですので、例えば学齢期のころから、通常学級にいても特学にいてもそういう情報が入るような仕組みを考えていただけたらなど。そのことが分かることが親支援になるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

【副会長】 その点につきましていかがでしょうか。

【事務局】 前日も、教育委員会との連携の話とか出ていたかと思います。教育委員会のほうで「夢ふくおかネットワーク」というのを作って、これは就労に向けてがメインでございますけど、いろんな情報をそこで出すとか研修をすとかやっています。保健福祉局のほうもそちらとネットワークを組むようにしていますので、そんなところをチャンネルの1つとして活用しながら福祉の情報も少しいき渡るように、その辺の工夫は、計画に入るといふこと以前に通常の業務の中でやっていかないといけないかなと思っています。

特に特別支援学級の方は、特別支援学校のほうは結構情報はいくという状況なのですが、特別支援学級のほうへはなかなかいかない部分もあると聞いておりますし、通常学級におられる方についての問題、発達障がいの方の問題や、特に地域生活支援協議会のほうで話題になっているのですが、私立の高等学校にかなり発達障がいの方が行かれていますというご指摘がございまして、その辺に対してのアプローチをどうしたものかということの議論も出ています。そういった中で、情報が渡せるような仕組みを教育委員会と連携して考えていきたいと思っております。

それから市で研修をやっています。出前講座というのがありまして、それについては「もっと知りたい私たちの障がい福祉」というのをやっています。団体のほうから申し込んでいただければ行きますので、そういったものも広報して、障がい福祉全体の説明を皆さんのところで、ある程度小グループでもご説明できますので、そういったものも活用していただけるように工夫していきたいと思っております。

【委員】 よろしく申し上げます。そういう小グループとか団体のところにも行けない状況のお母さんたちもたくさんいらっしゃいますので、少なくともそういう方でも学校とのかかわりはありますから、学校で何かしら取れるような形があると一番良いのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

【副会長】 先ほどもちょっと意見が出たのですが、なかなかそういう情報の谷間とい



うのか、結構在宅の方が多いわけです。せっかくこういう第4回福岡市障がい福祉計画をまとめていく中で、そういうところの穴がないように情報の提供をお願いしたいなと思っています。

【委員】 今日説明があった参考資料1のところで、1～10まで前回出た意見に関する対応が書かれていて、その中の5つが総合計画の中で議論するということですので、それはここでは多分やる必要はないと思うのですが。

ちょっと戻って、先ほどの資料の第4期福岡市障がい福祉計画（素案）のところでご質問させていただきます。日中活動系サービスでは、前回も出たと思うのですが、例えば就労継続A型で、これは増えていっているからまた増やすという26年度の計画になっています。こういうのは数を増やせばよいという問題と、事業者を作っていけば、事業をすればいいという問題だけではなくて、質というかそういう問題を見ていかないと危ないことがあると思います。この点で170が200になっていて、伸びています。また増やすのですかという話が1つあります。

それと同じように、居住系サービスで、ただ増やせばいいというのがあるので、逆にグループホームはこれぐらいの増やし方で逆にいいのでしょうか。少なすぎるのではないのでしょうか。ただ、いろんな事情があって、実際に実現できるかどうかは別として、もっともっと増やさないと、入所施設に入らざるをえなくて待機している人がいっぱいいる現状とかで、もっともっと手を入れなきゃいけない問題を、まずこの数字だけ見ていると、やっていますというように見えるのですが、中身というか、前回も言ったと思うのですが、本当に障がいのある人たちが良い生活に向かっていっているのかどうかというところをチェックする機能がなかったら、こういう数値化はすごく危ないのではないのかなと思うのですけど。

その2つの点と、もう1つ地域相談事業なんかもそうなのですが、現実には増やさなきゃいけないというのがあるのでしょうか、ちゃんとそれはやれているのかと。数だけ増やして、いっぱい相談を受けているけどあまり解決していないような実態があるのだったら、そこは見直していかなくちゃ、そういうのはこういうところに出てくるのか、出てこないといけないのではないかなというのがあります。

それで例えば発達障がい者支援センターの運営事業も第4期では増やすとしていますけど、相談は実際ニーズがあるから増やすというのはあるけど、相談する人の数を増やすのですか。場所に入りませんよね。そういうところも含めて考えられていると思いますけど、どうも数が危ないなというところを、全体的に見てここは少し考え直してもらいたいというのが1つ大きな意見としてあります。

子どものほうについては、説明が今日の補足資料とかで新しく入れてもらったのは、すごくありがたいな、分かりやすくなったなと思います。だけど障がい児通所支援で、これも多分総合計画でやっていくと言われると思うのですが、実態は放課後支援とかはすごく量的にできているのですが、大事なこと、療育機能と言われていたものは、療育機関でやられている療育機能がすごく多くて、一般的な保育園とか幼稚園に通っているようなところに療育的な視点が要る子どもたちが通っていたりする。そういう子どもたちに良い支援を届けるような保育所等訪問支援とかが、これから重要だと言われていたところに載っていると思うのですが、「0」「0」と。今年はどうするのかというところは証明されていない

みたいですので、その辺も少し含めてお聞きしたいと思います。

【事務局】 まず日中活動系事業で、特にこの前から伺っていますA型事業の質の確保をどうするのかと、委員からいただいたのは、これ以上まだ伸ばすのかというお話だと思います。

この数値の問題でございますが、これは整備するというお話ではなくて、利用者がこれくらい見込まれるだろうという見込みの数字になっておりますので、これを目指して数字を増やしていくということではございません。今までの実績からいくと、これくらいは利用されるのではないかという意味合いでございます。

同じようなことがグループホームにも言えまして、毎年100人前後くらい利用が伸びている状況でございます。ただ、一方で市内のグループホームを見ますと、30人前後の空きが常でございます。空いているので利用できるという状態なので良いことだろうとは思いますが、グループホームによってはなかなか空きが埋まらない部分もございまして、数字を見るとこれくらいで伸びていくのではないかということで、上限としてこれ以上作らないということではございません。今後の見込みをこういうふうに見込んでいくということでございます。

【委員】 今のところはすごく僕が言いたかったところです。今言われたことが逆に、こっちとしては用意しているけど増えない。だけど本当なのかと。必要な人たちはもっといて、多分オーバーすると思います。そういうところを現場任せというか、当事者たちだけに任せていいような問題なのかということをお聞きしたいです。

もっと市とかがしっかりと社会的な視点を持って応援していくとか、そういう取り組みがないと増えないのではないかと、僕は10何年か前から言っています。福岡市があまりにも生活とか居住系とかの本当の応援というのが、社会的な視点で応援しているとは思えません。だけど、実態はものすごく苦しんでいる家族の人たちがいる。早く切り離してあげて、ケアホーム、グループホームにしたほうが良い人たちもいっぱいいるのに、「言ってこないから」「そういう申し出がないから」と。これは現場のほうもあるんですね。「本人から何もないからやりません」というか、これからの支援はそういうのでいいのかなと。

その辺を言いたかったので、福岡市としてその辺をもう少し掘り下げて、問題が見えないから「ありません」じゃなくて、あるところがあるのではないかと可能性を探っていくような施策が、これから求められるのではないかと思います。その辺の動きはいかがでしょうか。

【事務局】 もっと積極的なアプローチをお話ししたいと思います。経済的な事情は当然あると思います。ここ2~3年取り組んでおりますのは、グループホームに限ったことではございますけど、グループホームの情報がなかなか伝わらないということがございました。空きも含めて。グループホームはいわゆる一軒家方式、アパート方式、マンション方式、それと男女もございまして、それと重度者向け、軽度者向け、昼間働いている方もいらっしゃる、施設に行かれている方もいらっしゃるということで、その方にフィットするようなグループホームがあるかどうかという情報を提供する事業は行っております。

今現在、基幹相談支援センター、あいあいセンター等にお尋ねいただければ、写真、どのような場所で、1ヵ月いくらかかるのか、そのような情報も毎月だいたい収集しまして、空きがあるかどうか、そういうのは一覧で把握できるようなシステムは作っております。

目的は当然、グループホームの利用を促進するということと、事業者の方がグループホームの運営はかなり厳しいという話を従前からご説明もいたしました。報酬が見込まれていないものですから、それで空きがあれば当然赤字が出るということで、そういったグループホームの空きもなくしていこうということで、相談支援の一環として個別の取り組みをさせていただいているという状況になっています。

【事務局】 委員からご指摘があっていることは、ある意味、相談支援のやり方とかにも大きな問題があるのかなと思うのですが、基幹相談支援センターを福岡市も作りまして、各区に相談支援センターのバックアップ、スーパーバイズができるような形でということで機能強化を図ってきているところです。

この計画の中にはなかなかそこまで、「充実」とかという言葉で一括りにしてしまっているようなところなのですが、相談支援の中で実際は今まで声は出てきていないけれども支援が必要な方が地域にいるのではないかとということが、現場の中からもよく出てきています。そこら辺については基幹相談支援センターが少し頭となって考えながら、各区の相談支援センターが少し入っていけるような仕組みを考えたいということで、今、少し検討し始めているところでございます。そういったところを今後深めていくようなことをやっていきたいなと思っているところです。

この計画では体制の充実と書いているところですが、取り組みとしてはそういった視点を持って進めたいと思っているところでございます。

【事務局】 こども発達支援課長です。私から2点、発達障がい者支援センターの関係と児童関係をご説明させていただきます。

発達障がい者支援センターですが、委員からご指摘のように、確かに手狭になっているところがございます。相談者も増えてきているので、これは教育委員会の発達教育センターの中に入っているのですが、さまざまところからご意見をいただいておりますので、今後検討していきたいと思っております。

この計画は今後相談を受けていくだらうという見込みの部分で、今よく言われていますのが最初の支援相談といえますか、医療機関がどこにあるのかなど、ほかの相談機関でもご説明できるようなことも全部回ってくるという話がありますので、その辺を連携強化しながら、その辺りの情報はほかの相談機関へのご案内という形でやっていきたいと思っております。

2点目の児童関係ですが、資料の「保育所等訪問支援」の部分を、19ページになりますが、法定サービスをここに掲げておりますが、保育所や幼稚園の支援はこのほかに既にたくさん訪問しているような事業がございますが、こちらには法定サービスだけを掲げております。この法定サービスはいくつかネックがございます。その1つは自己負担をいただく関係がございますので、実際に支援ができるのは自己負担をされるおひとりだけになります。別の事業で社会福祉事業団のあいあいセンターと西部療育センター等から、保育士とか心理士等を派遣して保育所とかの支援をしているのですが、こちらは障がいを持っている方が複数いらっしゃったら、その方の指導が一緒にできるのですが、国のメニューは基本的に一人しか支援できないというところがございます。

それから今やっている事業は、障がい児の診断を受けていない方の幼稚園からご相談があったり、保育園とかご相談あった方についてもいろいろアドバイスをしているところで

す。このように、既にサービスを行っている関係で、そこまでは事業としては伸びないのかなというのがありますので、少ない数字を挙げさせていただいているところがございます。以上です。

【委員】 これからそういう視点をもっと必要だという意見で、逆に今、事業団だけの療育施設がそれを主にやってあげたりしていて、「やっている、やっている」と言ったりしているのですが、ほかに民間の療育施設もあるわけだから、そういうところも本当はやれるようにしていかないと、不足しています。

もっと参考にしてほしいのは、学校教育で特別支援学校とかがセンター的機能をやっていたり、教育委員会でそういった学校にどんどん訪問して行って理解を高めていくような動きとか、相談を受けたりしている、そういうのを幼児からやらないと遅いんですね。学校に入ってからできていても、その間に状態が悪くなっている人たちをいっぱい作ってしまう。そういうことはやっぱり早くやらないと、上端を作るといのはすごく大事なことだと。これは全部、あとの悪くなった人をどうするかという話で、悪くならないようにするという視点をもっと真剣に、やられているとは思いますが、障がいの有る無し関係ないような気がするんです、最近の実態は。児童部会でその辺が障がい児を別個にやられていたような気がして、何か気になっていたものですから前回も質問しました。

障がいの有無に関係なく子育てというか、子どもの家庭を含む、家族支援を含む、基本的に載せて、それプラス障がい児をどうするかという取り組みが必要ではないか。別個にやっているとお互いに別もののように感じてしまって、逆に差別とかが深くなって行って、そのあと何かケアしようとしてもすごく無駄が多いという感じがしています。

そういったところも、特別支援教育はできているのだけど、文科省関係の幼稚園はやるけど保育園はやらないとか、ものすごく省ベースに分かれたりして、そんなことをやっている場合じゃないという感じがします。そこら辺を実際に進めていけるにはどうすればいいかみたいな部分を、市で考えてもらえたりするといいのではないかなと思っています。

【副会長】 今回の件に関してどうでしょうか。

【事務局】 こども発達支援課長です。どうもありがとうございます。ご指摘の点、発達障がいの診断を受ける方が増えてきているのですが、保育所とか幼稚園に行かれていますお子さんが多くございますので、そちらの支援もしっかりやっていきたいと考えております。

西部療育センター、東部療育センター等での幼稚園や保育園の先生向けの研修は非常に充実しております、昨日、私も見学に行ってきたのですが、西部療育センターで幼稚園・保育園の先生向けの発達障がい児の研修を行いまして、90名を超える先生方がお見えになっています。東部療育センターとかあいあいセンターでも行ってございまして、もっと強化していきたいと考えております。実際に研修に来ていただく分もそうですし、出ていく分についても強化していきたいと考えております。

【副会長】 今言われている件、まったくその通りだと思います。西部も東部も療育センターも待機が今結構あります。東部ができてだいぶ良くなっていますが、数字的には待機じゃないというだけで、地域のお母さんたちは結構そういうイメージを持っています。もっともっと相談のできやすいところを、委員がおっしゃいましたように、障がい児としてはっきり分かる前に、もっと前のときから相談を受けるようなシステムがほしいなど、私もつくづく思っているところがございます。

私どもはいろんな方から相談を受ける中で、特に保護者の方は、この子は障がいがあるのか無いのか分からないというときから非常に悩んである方もいらっしゃる、どこに相談に行けばいいか、それ自体が非常にまた難しい。情報が無いというところもございまして、はっきり障がい児というのが分かったときにはいろんな情報の取り方もあるんですけど、その前は結構難しいところもございまして、障がい福祉というの、ちょっと障がい児のところも力を入れてほしいなと思っているところもございまして。

進行があまりいろんなことを言うと問題ですけど、今の件は本当に私も賛同しますのでよろしくお願ひいたします。

ほかにもございませぬでしょうか。委員、よろしくお願ひします。

【委員】 先ほどの話と同じで、前回のときにも言ったのですが、グループホームのことです。やはり支援して下さる方が安心して支援していただけるようにするには、支援員の待遇というか、そういうのもちやんとならないといけないのではないかなと思います。

それと、グループホームに入っている人でBの人が多くなると、移動支援はいけない、これはいけないと、平等だとか言いながらも、Aの人もBの人と同じに、その人が必要であるならば支援していただけるようにならないと、本当に地域で当たり前で生活するのができないのではないかなと思うので、その辺も考えていただけたらと思います。

それからもう1つお尋ねしたいのは、就労移行のところ「一般就労する人の数」というので、12ページの25年は370.9%の実績みたいですが、実際に就職をしてどれくらいまで、1年とか2年、3年、とにかく就労したということであれば、半年で辞めた人もこの数に入っているのですか。

【事務局】 最後の質問から先にいいですか。定着率は勘案しておりませぬので、一般就労された方の数ということです。実は定着率あたりを別途調査しております。ただ、今は手元に数字は持っておりませぬが、そういう調査もいたしておりますので、必要であれば次回にでもまた公開させていただきたいと思ひます。

それとグループホームの周辺の問題をご質問いただいたと思ひます。施設職員の皆さま、事業者の皆さまにも言えることですが、いわゆる直接処遇職員さんの処遇の問題、ご自分の処遇の問題に関しましては国のほうでもかなり課題だと言われておりまして、従前は補助金という形で処遇改善事業が行われておりまして、5000円なり1万円が毎月補助されておりました。平成25年くらいから、これが報酬加算として一応、報酬上にも評価されているという状況になっています。

ただ、これに関しては実際に報酬で評価されているだけなので、ご本人のところはどれだけ生かされているかという問題はございませぬが、これも国の実態調査も決まっておりますので、いわゆる施設職員の処遇がどうなっているか、いわゆる給与ですが、その辺りも数字があればまたご報告したいと思ひしております。

【委員】 よろしくお願ひします。

それから移動支援については、どんなふうにかんがえられていますでしょうか。

【事務局】 移動支援につきましてはこの計画の中では数値だけですけども、中身についてはこの前も説明したかと思ひませぬけど、昨年実態調査をしまして、今、集計しているところですから、その内容や今回の実態調査でもいろいろご意見いただいておりますので、それらを見ながらあり方を考えてまいりたいと思ひしております。

【委員】 ぜひBの方でも支援を受けられるようになると思いますので、福岡市のほうでぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【副会長】 よろしゅうございますか。

では委員、よろしくお願いします。

【委員】 第4期の見込量を1項目ずつ数字を確認していくかどうかというよりも、それは多分できないと思います。ですから保健福祉局のほうで全部決められたと思います。今後3年半先まで決まっているわけですけれども、この通りにずっと計画を立てたのだからいくんだと決めてしまうと、社会情勢も変化があったり、今回A型の問題でもいろいろ出てきて、さっき委員からもありましたけど、増加する計画にしていますし、移行支援はそんなにたくさん増加していないですね。「新卒はB型に入れません」と言っているわけですから、移行支援が基本にこうなってくる、就労系の事業とか。「じゃあA型施設をたくさん作れ」というふうに導かれていく形になる。

新卒がA型に行く形になってくるので、それが基本的に正しいのかどうか、一般就労と特例子会社とA型とどこが一番望ましいと思われているのか、そういった展望をきちんと見ながら決めていくべきものでもあるのかなという気がします。

それで、全部A型に入りましたと。A型は多分雇用契約もするけど、施設に入っているわけだから、ずっとそこにおいていいということになっています。移行支援で一生懸命頑張って就労目指していく人が、どこがどう違ってくるのか。A型にも1日6時間～8時間の就労時間と最低賃金を普及化させるとか、そういうふうに少しずつ変わっていかないと、4時間、3時間とか、そして報酬の中から給料を払っていくとか、そういうのがどんどん常識化してしまっていく可能性が非常にあると思っています。

ですから、我々は一生彼らと向き合っていくつもりで、社会福祉法人の責任と思って付き合い合っていく部分と、一般企業が参入してくる中ではたしてその趣旨目的が最終段階のところと同じなのかどうかという部分が、規制緩和されていく中で扱いが変わってくるのではないかというのが非常に懸念されている。

この計画の数値の中では小さい移行支援、就労系のことだけですけれども、さっき言ったような移行支援はそんなに増えておらずにA型の数がかなり増えているということで、非常にその辺が。

だから、決めたのですが途中でこれはちょっとおかしいなと思ったら、その数値に達しなくても途中で止めるとか、足りないと思えばそこで増やすとか、そういう柔軟な部分を持っていただきたいなという気がしています。計画を立てたんだから、決まりなんだから、決めたんだよということで押し進めるのではなくて、状況を把握していただいてやってもらいたいなという気がしたのですが。

A型の話とかもここ1年の話で、前の計画段階のときにはA型をする人なんて、社会福祉法人でA型は絶対できないとしか思っていなかったわけです。それは一生彼らと付き合い合っていくつもりで、彼らの人生背負っていくという気持ちでやるからそうで、僕の場合は。今やっている方に失礼になるからちょっと難しいのですが、その辺でちょっと違う状況がここ1年ですごく生まれてきたなと、就労系だけの話ですけど、そういう気がしています。

【副会長】 ありがとうございます。

今日、第4期福岡市障がい福祉計画の素案、今までずっと積み重ねてこられた素案を作

って提示して、またご審議いただいているわけでございますけど、あとから説明があるのかと思いますが、パブリックコメントもされて、そしてまた議会にも提出したり、道筋を踏んでやっていくべきでなかろうかと思えます。第4期福岡市障がい福祉計画素案の中で今日ご意見を求めましてこれをご承認いただければ、会長がお戻りになられましたら、会長と事務局も含めまして素案を修正いたしましてやりたいと思っておりますけど、いかがでございましょうか。ご承認いただけますか。

本日の素案をご承認いただければ、私どもの代表と事務局とでこれをまとめまして、皆さま方に次の機会にご提示できればと思っております。また長期間の議論のスケジュールもあとからご説明あるかと思えますので、よろしゅうございますか。

【副会長】 ご承認いただくということで、ありがとうございます。

本日の議事は以上で済みますけど、事務局にお返しいたします。今後の後半に審議する保健福祉総合計画の議論のスケジュール等につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

そしてこれは先ほど言いましたように、会長・副会長を通じて事務局にまとめを任せたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員】 ちょっといいですか。確認したいことがあるのですが。

【副会長】 そうですか。どうぞ。

【委員】 参考資料3の「こども未来局」のところですけど、「目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり」という項目の中で、情緒障害児短期治療施設というのが出てくるんですけど、情緒障がい児というのもあまり聞き慣れない言葉で耳にしてないのですが、この短期治療施設は具体的にどういった人が対象で、どんなことを支援して目的としているものを明記しているのか、それについて教えていただきたいんですけど。

【事務局】 すみません。私の所管ではございませんので、十分な説明はできかねると思えますけれども、私の知っている範囲でご説明させていただきたいと思えます。

情緒障害児短期治療施設というのは、さまざまな要因もあると思えますけど、精神的な障がいの傾向があるようなお子さんについて、在宅のほうで支援するのはなかなか難しい方を一旦入所していただいて、その間、治療というか支援していくような施設だというふうに認識しております。

他都市のほうでいくつかそういう施設を設置していますが、このように今のところ福岡市にはございませんので、福岡市の方でそういった施設に入所する必要がある場合は、児童相談所のほうから他の市の施設の方に空き状況を確認して、そちらのほうに措置というか、入所をご案内するというような形をとっているところでございます。

【委員】 ということは、精神科の入院というようなイメージでいいのですか、児童の。

【事務局】 「福岡市における社会的養護のあり方について」の7ページをお願いしたいのですが、施設機能についてというところで下のほう、2つ目の段落の4行目ぐらいから「情緒障害児短期治療施設の通所機能や」ということが書いてあって、情緒障害児短期治療施設が、下から3行目に「情緒行動上の問題を抱えた在宅の児童も多い」ということで、14ページをお願いしたいのですが、中ほどの「情緒障害児短期治療施設を設置すること」のところの「著しい多動や衝動性、性的問題行動、家出などの情緒行動上の問題を示す子どもの措置先」として施設を設置すべきであるという提言で、そういった形の施設だとい

うふうな認識だと思えます。どちらかというところ、社会的養護の関係の施設という認識をしているところがございます。

【委員】 ちなみに、現在県内ではどういった施設がありますか？先ほど他市でやっているみたいなことを言っていましたけれども。

【事務局】 確か筑後市に1件、福岡県内は1つであと熊本、九州に3つぐらいしかなかったかと思えます。結構少ないのですが。

【委員】 全国的に全国の県で設置するようになっていて、20カ所ぐらいしかないですよ、全国で。

【事務局】 こども家庭課とか児童相談所が所管になりますので、そこら辺は私が持ち合わせてないので、申し訳ございません。

【委員】 僕はそのままで詳しくないのですが、40年ぐらい前に自閉症の子どもで行動情緒の問題があることが知れてきて、家庭でなかなか養育できない、しつけできないという子を集中して預かって、改善してまたお家に帰したりと。それで「短期」と付いています。長期じゃなくて短期で返すというのを目的に作られています。

【委員】 ある意味、精神的な治療という部分と行動障がいの部分的な部分の支援という、両方兼ねたような施設というふうにしたらいいのですか？

【委員】 そうですね。精神というのは子どもの方で精神とはあまり言わない傾向があるので、情緒、行動障がいという感じの視点が強かったのですね、できたときには。

【委員】 分かりました。

【副会長】 もう1つご質問があります。

【委員】 障がい保健福祉計画の中の28ページ、「相談支援・権利擁護」というところの12番に「ピアサポート講座、ピアスタッフスキルアップ研修」とあって、「精神障がい者が当事者同士で支え合うシステムを構築するためピアサポーターの養成と育成を図る」とありますが、今、あいれふとかでピアサポート講座がありますけれども、養成して育成したあと、この方たちの雇用はどうなるのでしょうか？それとも、これはピアスタッフを養成してボランティアで当事者をサポートするという感じなのでしょう。

【事務局】 詳細は分かりませんが、センターの養成講座でしておりますけれども、知る限り、活動されているというふうには聞いたことはあります。

地域活動支援センターでやっておられるようですね。賃金をいくらもらっているのかというのは把握してないのですが、ほとんどボランティアに近いような形で役割をはたしておられる方はおられますね。

【委員】 アメリカでは、日本でいうACTという形でピアスタッフを精神保健福祉士や看護師とか他職種と連携して、その人1人を雇用して活動するというシステムがあるのですが、日本でもそういう動きになっているはずですが、あいれふでやっているピアサポート講座を受けたからそういうところに紹介できるというわけではないのですか。

【事務局】 ACTは確かに福岡でも少しずつ活動が始まっているのですが、まだまだ補完的というか、十分に機能しているとは言えない状況です。確かに他職種の地域も増えておられるんですけども、今のところピアサポートはそのメンバーの中に入っていない場合が多く見られています。なかなかアメリカの制度の動きはまだできていないかなと感じました。



【委員】 私もピアスタッフですが、福岡でピアスタッフとして働いている方の現状というのは、時給がだいたい平均 750 円ぐらいで 1 日 5 時間程度、週 4 日ぐらいなので、非常に賃金的に安いです。障害年金をもらっている方と 3 級の方でもらえない方ともいるのですが、最近 A 型事業所が建ってきているので、「A 型事業所に毎日行けるのだったら、そちらのほうがお金になるのでピアスタッフを辞めたい」という人が何人か出て来ているのが最近の動きです。せっかく当事者が当事者を支援するという形ができていのに、賃金的に地域活動支援センターは予算がないから時間的に制約されている人もいるし、個人の体調で時間を制約している部分もあると思うのですが、そういうのが逆行している。

あと、私は長崎に本部がある南高愛隣会というところがあるのですが、その東京事務所と呼ばれてピアサポート専門員という資格を作ろうということをやっています。昨年度、北海道と仙台と東京で当事者がファシリテーターをやって、その研修を行いました。参加した人が延べ 102 名以上、当事者が参加しております。

そういう資格化の動きの中で、鹿児島が今年度手を挙げて、鹿児島県がピアサポート専門員研修を受けた者を次年度 1 年雇用すると、県が雇用するということをしています。福岡市でも資格化してもらえば、今現在、地域活動支援センターで働いているピアスタッフというのは資格のない方が多いので、時給を上げるために資格にしてもらえば、時給が資格を取ったから上がるので少し生活が楽になるというようなことは考えていただけないかと。

ピアスタッフの現状というのはすごく窮屈というか、良い社会福祉法人という言い方はおかしいかもしれないですけど、進んでいる社会福祉法人の中では当事者が地域活動支援センターのセンター長をしているところがいくつかあります。そういう位置までのぼれた当事者は賃金的にも仕事内容的にも充実してくると思うのですが、その下にいる者たち、せっかくピアサポートしようという志のある人たちの待遇面を市の方で考えていただきたい。I 型の予算がどんどん減っているというので、ピアスタッフを増やすわけにはいかないんです。せっかくあいいふでピアサポート講座を受けた人たちに来てもらいたいといっても、無償で来てもらって地活でピアサポートしてもらおうということになってしまうと、何か違うかなと。最近そういうふうに感じているので、日本の動きの中で福岡も先行して何かやってみてはどうかと思います。ぜひよろしくお願いします。

【副会長】 これについてすぐ答えは出ないと思いますけれども、いかがでございますか。

【事務局】 ピアサポーターというのは、今おっしゃられたように非常に辛い作業だと思います。高い志を持って一生懸命勉強されてという人たちが多いというのは承知しています。私たちも敬意を払っているのですが、そういう方になるべく本当の意味の役割を果たしていただきたいというのは心底思うのですが、いろんな事情でそういうのはなかなかうまくいってないということで、申し訳ありませんけれどもそういう方向に向かって努力させていただきますと言わせていただきます。

【委員】 よろしくお願いたします。

【副会長】 他にございませんでしょうか。

今、だんだん具体的な意見が出てきておりますけれども、これを踏まえて先ほどご承認をいただくようお願いをしたのですが、今日出された意見を踏まえまして、修正案分を会長・副会長そして事務局にお任せいただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

【副会長】 ではご承認いただいたということで、本日の審議は以上で閉めさせていただきます。事務局にお返ししますが、今後の進め方について、あと後半の審議について、保健福祉総合計画の審議のスケジュール等につきましてご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 どうもありがとうございました。

スケジュールの説明をする前に、ご質問があった件でお話がございます。

【事務局】 手元に資料が出てまいりましたので、簡単にご説明いたします。ちょっと資料が古くございますが、平成 23 年度の就職者数、施設からの一般就労への移行者数です。これが先ほどの資料の中で 62 名というふうに出ておりますが、この方々を追跡調査いたしております。これは 25 年 6 月に調査した結果でございますが、62 名のうち 28 名が就労中ということで、45%の方が定着してあったということです。62 名のうち 6 ヶ月以内に離職された方が 13 名いらっしゃいました。数字としてはそういうことです。

【事務局】 あと 1 つ今後のことの補足で、委員からご指摘があった計画の見直しの形ですけれども、今回の素案の 31 ページに「第 4 計画の推進体制」の「計画の進行管理」というところがございまして、PDCA サイクルに基づいてやるということになっております。一番下の方に中間評価をするということですが、障がい者保健福祉専門分科会に意見を聞くということになっておりますので、作ったということとで終わりにするのではなくて、皆さんのところに毎年状況を報告させていただいて、チェックをしていただいて、状況の変化があれば変えるということで、それは 2 ページの「計画期間中の見直し」というところにはっきり明示しておりますので、今後ともこの計画の進行・管理を含めて、よろしくお願ひしたいと思っております。

【事務局】 この計画は生ものというか、生きたものということで常に変えていくところというのがあれば、審議で上げていただければと思っております。

では、第 4 期の福岡市障がい福祉計画の今後の予定をご説明させていただきます。本日も審議いただいた素案につきましては、9 月議会に報告をしまして、10 月からパブリックコメントをかけます。そして市民の皆さまからいろいろご意見を承りますので、それを反映させた修正案を作りまして、来年の 1 月にこの専門分科会で改めてご提示をさせていただきます。

また、後半にご審議いただく、先ほどから何度も出ている福岡市障がい児・者計画のところにつきましては、10 月末から 11 月にかけてこの専門分科会を実施することになると思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひします。時期的にはちょうどパブリックコメントを実施している最中になるかと思っております。日程等の調整はまた後日改めてさせていただきますので、できるだけ資料等も早めにお送りさせていただけるように努力したいと思っております。

本日は熱心なご論議をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第 4 回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。